

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第62号

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後													
<p>(職及び職務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を課の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 745 770 1086"><thead><tr><th data-bbox="145 745 435 792">職</th><th data-bbox="435 745 770 792">職務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 792 435 1086">副主幹</td><td data-bbox="435 792 770 1086">上司の命を受け、課の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</td></tr></tbody></table>	職	職務	副主幹	上司の命を受け、課の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。	<p>(職及び職務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 745 1460 1086"><thead><tr><th data-bbox="831 745 978 792">区 分</th><th data-bbox="978 745 1125 792">職</th><th data-bbox="1125 745 1460 792">職務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="831 792 978 943">事務局</td><td data-bbox="978 792 1125 943">参事</td><td data-bbox="1125 792 1460 943">上司の命を受け、事務局の特定事項についての企画及び立案に参画する。</td></tr><tr><td data-bbox="831 943 978 1086">課</td><td data-bbox="978 943 1125 1086">副主幹</td><td data-bbox="1125 943 1460 1086">上司の命を受け、課の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</td></tr></tbody></table>	区 分	職	職務	事務局	参事	上司の命を受け、事務局の特定事項についての企画及び立案に参画する。	課	副主幹	上司の命を受け、課の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
職	職務													
副主幹	上司の命を受け、課の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。													
区 分	職	職務												
事務局	参事	上司の命を受け、事務局の特定事項についての企画及び立案に参画する。												
課	副主幹	上司の命を受け、課の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。												
備考 改正部分は、下線の部分である。														

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。